

気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) の活動と 日本企業への影響の可能性



(株) グリーン・パシフィック 代表取締役社長 山田和人

1. はじめに

私の友人は、TCFDの活動を「黒船襲来」と呼んでいる。1990年頃から気候変動問題に携わってきた筆者も同感である。1990年当時の筆者は「この問題は科学技術が解決する」と、その後1997年の京都議定書以降は「国際的枠組」が解決に導くと信じていた。今はIPCCが1990年に予告した東京の酷暑に「適応できる体力」を養いつつ、解決の切り札になるかもしれない金融セクターの「黒船」に期待を寄せるようになってきている。ここでは黒船、いやTCFDの概要について紹介し、日本企業への影響可能性についての私見を述べる。

2. TCFDの活動の経緯

2015年4月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議は、金融安定理事会(FSB)に対して、「気候変動問題を金融セクターがどのように考慮していくべきか、官民関係者を招いて検討すること」を要請した。これを受けて、FSBは同年12月に気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)を設立した。TCFDのリーダーは、元ニューヨーク市長のマイケル・ブルームバーグ氏である。そして、彼を指名したこの活動の仕掛人は、FSB議長でありイングランド銀行総裁のマーク・カーニー氏である。FSBは、2008年のリーマン・ショックを回避できなかった金融安定化フォーラムが、その反省を込めて機能強化した形で発足したものである。カーニー氏は、この世界的金融危機の次に訪れる可能性が非常に高い重大な金融リスクとして「気候変動問題」に注目した。カーニー氏の講演「ホライズンの悲劇¹」にその姿勢が明確に表れている。「金融セクターは、低炭素経済への移行を促進するのではなく(それは政府の役割)、金融システムの強じん性を確保するために活動する」、「『測定可能なものは管理可能』という観点から企業に対して炭素関連の情報開示を促す」等刺激的な考えが示されている。また、「座礁資産」や「ダイベストメント」を含意するコメントも含まれている。

TCFDの設立目的は、気候変動に関連したリスクと

機会を適切に評価し価格付けするために、投資家、貸付業者、保険業者が必要とする情報を明らかにできる、自主的で一貫性のある気候関連財務情報開示方法を開発することである。32人のメンバーはFSBによって選ばれた、大手銀行、保険会社、資産管理会社、年金基金、大手非金融企業、会計事務所、信用格付機関などである²。欧米系メンバーが多いこと、製造業等非金融系メンバーが少ないこと(7名のみ)が特徴である。開示方法開発の方針として、CDP等既存の情報開示スキームを尊重して利用し、企業が容易に参加可能なフレームワークの構築を目指した。TCFDの動きは非常に早く、2016年3月にフェーズ1、12月にフェーズ2の報告書を公表し、本年6月29日に最終報告書を公表した。

3. TCFD最終報告書の概要³

この最終報告書は、①提言、②付属書：提言の実施に向けて、③技術補遺：シナリオ分析の利用の3部からなる。②は、金融グループ(銀行、保険会社、資産所有者、資産管理者)向け、及び②非金融グループ(エネルギー、運輸、マテリアル及びビルディング、農業・食糧及び林業製品)の企業向けの個別ガイダンスである。③には、非常に包括的ではあるが、企業が本提言に従って財務情報を開示する際に参考とすべき気候変動の各種将来シナリオや分析の概要等が記されている。

本提言では、気候変動の影響を「(物理的及び低炭素経済への移行)リスク」と「(低炭素製品・サービス等の開発)機会」と捉え、個々の企業が戦略的に計画を立てリスクを管理する際に生じる財政上の影響を、損益計算書、キャッシュフロー、貸借対照表等の財務報告において公表することを求めている(右図)。

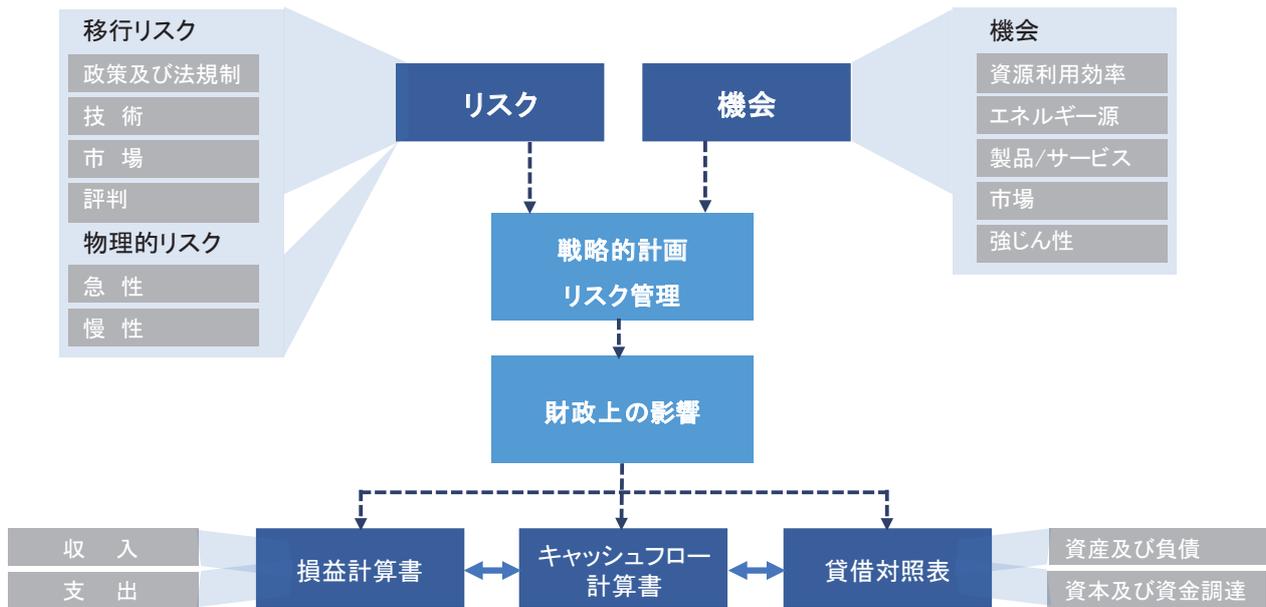
さらに本提言では、企業の情報開示の際に、①ガバナンス、②戦略、③リスク管理、④指標と目標の4項目について公表するべしとしている(右表)。

非金融グループについては、年収10億ドル超の企業であれば、その企業にとってリスクや機会の重大性が低い場合でも、何らかの報告書の中で開示するべきと提言

¹ 出典:地球環境人間フォーラムホームページ:<http://www.gef.or.jp/activity/economy/finance/shiryo/markcarneyspeech/>,
イングランド銀行ホームページ:<http://www.bankofengland.co.uk/publications/Pages/speeches/2015/844.aspx>

² 日本からは、個人の資格で、長村政明氏(東京海上ホールディングス/東京海上日動)が参加している。

³ 最終報告書の和訳は、株式会社グリーン・パシフィックのホームページ(<http://greenpacific.co.jp>)よりダウンロード可能



ガバナンス	戦略	リスク管理	指標と目標
気候関連リスク・機会に係る組織のガバナンスを開示する。	気候関連リスク・機会がもたらすビジネス・戦略・財務計画への実際の及び潜在的な影響を開示する。	気候関連リスクについて、企業がどのように識別・評価・管理しているかについて開示する。	気候関連のリスク・機会を評価・管理する際に使用する指標と目標を開示する。
<推奨される開示内容>	<推奨される開示内容>	<推奨される開示内容>	<推奨される開示内容>
a) 気候関連のリスク・機会について取締役会による監視体制を説明。	a) 短期・中期・長期の気候関連のリスク・機会を説明。	a) 気候関連リスクを識別・評価するプロセスを説明。	a) 自社の戦略とリスク管理プロセスに即して気候関連のリスク・機会の評価指標を開示。
b) 気候関連のリスク・機会を評価・管理する上での経営者の役割を説明。	b) 気候関連リスク・機会のビジネス・戦略・財務計画への影響を説明。	b) 組織が気候関連リスクを管理するプロセスを説明。	b) Scope 1、2及び当てはまる場合はScope 3のGHG排出量等を開示。
	c) 2°C以下シナリオの検討を踏まえ、組織の戦略の強じん性について説明。	c) 気候関連リスクの識別・評価・管理プロセスの、総合的リスク管理への統合状況について説明。	c) 気候関連リスク・機会の管理に用いる目標、目標に対する実績を説明。

している。

4. TCFDの提言が日本企業に与える影響

日本企業に最も大きな影響を与える可能性があるTCFD関連の活動は、気候関連財務情報開示の法制度化であろう。私はエネルギー移行法第173条により2016年事業年度から開示の法制度化を実施済み、EU全体でもESG開示の法制度化を求める声大きい。日本では急速な法制度化は想定できないものの、国際的に活動する企業は各国の法制度化の状況を把握して対応方を早急に検討すべきだろう。法制度化に至らないまでも、ソフト・ロー的な発展の可能性もある。筆者のビジネスの師匠は「スチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コードと来て、次はこれか」と、欧米発のソフト・ローの再度の襲来を予言している。次に重要なのは、機関投資家等株主からの開示要請や金融業界の情報開示の取組強化である。既に動き出している生保等もあると聞いている。さらに、TCFDに参画している格付会社の動きをみると、彼らが企業の財務格付けにTCFDの提言を取り込もうとしていることは明白で

ある。気候関連財務情報の開示状況が自社の株価に影響するような世界はそう遠くないと予想されるため、経営者は今から適切な気候関連財務情報開示の方策を検討しておくべきであろう。

5. おわりに

金融情報世界大手トムソン・ロイターは本年5月、CO₂排出量世界トップ100社を公表した。日本企業は9社、うち自動車メーカーが3社、電機メーカー等が4社で、国内排出量の多い電力等エネルギー関連会社は2社のみであった。これは、TCFDも推奨するGHG Protocolのスコープ3（製品の利用段階でのCO₂排出量）で排出量が算定されたためである。TCFDのような気候関連財務情報開示のグローバル化は、「ものづくり」を得意とする日本企業が、低炭素経済の移行に向けて大きく貢献すればそれが評価されて株価が上昇し、より良く発展していくことを可能にするツールと考えることができる。筆者は、TCFDの活動のさらなる発展を祈ると共に、日本企業による「賢い気候関連財務情報開示」の方策をさらに探求していきたいと考えている。